

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

裏面白紙

秘

日光節約時間採用に因する件（商議決定案）

（昭二十三年一月三日総務省）

~~夏~~初時間制度のもたらす各般の利益、特に現在の電力事情に與之る好影響に鑑み、左の要領により↓これを採用することを内容とする法律案を國会に提出するものとする。

- 一 実施期日の目途を本年五月一日（土曜日）に定め、諸般の準備を右時日迄に完了するよう措置すること。
- 二 効換時刻は、効換に伴う調整の範囲を最外限度ですますことができるよう五月一日午後十二時を予定すること。
- 三 現行標準時はそのまま存置し、五月一日午後十二時（二十四時）を五月二日午前一時（零時）とする方法によること。
- 四 毎年における本制度採用の始期及び終期は、一應四月廿一土曜日（九月廿一土曜日）を予定すること。従つて本年度において標準時に復帰する時期は、九月廿一日（土曜日）夜半を予定すること。

- 五 本制度採用に伴う左の各項に関する調整については、それそれ所要の法的措置を講ずること。
- (1) 法定期間計算に関する事項
- (2) 天文台の発する報時に因する事項
- (3) 列車運行表に関する事項
- (4) 勞働時間計算及び右に対する給與に関する事項
- 本政令は各機関中並びに其始業終業時刻は、本制度採用によるものと稱すること。
- 六 標準時と区別するため、本制度による「時刻」（本時外夏時（假稱））と稱すること。

国立公文書館	
分類	雑-4051
排架番号	3 A
	43
	4051 雑 6452